

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を廃止する条例の制定について

1 目的

本条例による開発許可は、市街化区域の縁辺部で多く行われ、低密度な市街地拡大の要因となっており、人口減少と高齢化の進展が想定される中、現在の制度のままでは低密度な市街地が拡大し、必要な生活サービスを維持することが困難となる恐れがあるため、本条例を廃止するもの。

2 概要

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例(都市計画法第34条11号に基づく条例)の廃止

3 施行日

令和8年4月1日から施行する